

# 福祉保健課

# 子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は 平成23年4月から9月までの6カ月間 これまでと同じ月額13,000円で 引き続き支給されることになりました。

### ■支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで(0歳から15歳になった後 の最初の3月31日まで)の子ども

- ■支給される金額
- 子ども1人につき 月額13,000円
- ■支給される時期
  - · 平成23年6月(平成23年2月分~5月分)
  - · 平成23年10月 (平成23年6月分~9月分)

## ご注意ください

### ■次の方は、役場への申請手続きが必要です

- ・出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- ・手当をすでに受給していて、出生などにより養育す る子どもが増えた方
- ・手当をすでに受給していて、他の市町村から転入さ れた方

### ■次の方は、手続きの必要はありません

- ・手当をすでに受給していて、支給対象となる子ども の数に変更のない方
- ■平成23年6月の現況届の提出は不要です

ただし、10月に届け出・申請などが必要となること があります。

# 児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家 **■手当を受ける資格がなくなる主な場合** 庭や、病気・ケガのため身体や精神に障がいのある父 親または母親を持つ家庭で、18歳になってから最初の 3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合 は20歳未満)の児童を養育している方に支給されます。

### ■支給額

支給内容	支給額(児童1人の場合)
全部支給	月額 41,550円
一部支給	月額 9,810円~41,540円の間

※ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生 年金などの公的年金を受給している場合や、事実上 の婚姻状態にある場合には支給されません。

- ○婚姻したとき、または事実上の婚姻状態 (内縁・同居・生計同一) となったとき
- ○受給者が公的年金を受給するようになったとき
- ○対象となる児童を養育しなくなったとき
- ○対象となる児童が父または母の死亡により公的年 金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算 対象となったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに 福祉保健課福祉班に届け出をしてください。

資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた 場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を 全額返還していただくことになります。

# 特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのあ ■手当を受ける資格がなくなる主な場合 る20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わ ってその児童を養育している方に支給されます。

### ■支給額

等級	支 給 額
1級	月額 50,550円
2級	月額 33,670円

※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、 障がいを理由に公的年金を受けることができる場合 は支給されません。

- ○対象児童が施設に入所することになったとき
- ○対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなっ たとき
- ○対象児童が、障がいを理由として公的年金を受給 することになったとき
- ○受給者が対象児童を監護または養育しなくなった とき
- ○対象児童や受給者が死亡したとき

問い合わせ●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

# 小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン 5月1日から接種を再開します

平成23年3月29日付けで、厚生労働省から「小児用肺 炎球菌およびヒブのワクチン接種」を再開する旨の連絡 がありました。

厚生労働省によると「小児用肺炎球菌ワクチンとヒ ブワクチン接種について、接種後の死亡事例が複数報 告されたことから、念のため、平成23年3月4日から 接種を一時的に見合わせていましたが、専門家の会議 で評価を行った結果、安全性上の懸念はないとされた ため、平成23年4月1日から接種を再開することとし た」というものです。

美郷町ではこれを受け、医師会、近隣市と協議のうえ、 平成23年5月1日から接種を再開することとしました。

## 予防接種に当たっての注意事項(厚生労働省による)

基礎疾患(持病)がある子どもは、疾患によっ ては感染症にかかるリスクが高くなるため、重い 感染症を早くから防ぐことが大切ですが、ワクチ ンによる副反応についても、より注意が必要です。 予防接種は、基礎疾患(持病)の状況について日 ごろからよく知っている主治医に相談し、子ども の体調をよく確認して慎重に行う必要があります。

また、早く免疫をつけたり、受診の回数を少な くするための複数のワクチンの同時接種は、医師 の判断と保護者の同意により行うことができます が、これについても子どもの体調をよく確認して 慎重に行ってください。

問い合わせ●町福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900

## 美郷の子ども会夢応援事業

# 子ども会活動にかかる費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもた **助成金額**●子ども会の規模や事業内容などを審査のう ちが主体となって取り組もうとする事業に、町がその 費用の一部を助成しています。希望する方は、福祉保 健課福祉班までご連絡ください。

え決定します。

①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

**申込期限** 5月27日(金)

### 助成の条件

次の条件すべてに 該当すること

- ①子どもたちが中心に企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

申し込み・問い合わせ●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

# 活動資金にご協力ください!

# 5月は「赤十字運動月間」です

### 活動資金の使い道

- ・戦争や災害で苦しむ人々に
- ・青少年赤十字の普及と育成に
- 人々の生命と安全のために
- ・援護活動を行う看護師の養成に
- ・地域や高齢者福祉のために
- ・赤十字の医療事業の推進に
- ・赤十字ボランティア活動に
- 輸血用血液の安全と安全供給に

## 美郷町分区赤十字奉仕団からのお知らせ

- ■美郷町分区赤十字奉仕団の各地区担当委員が 社費納入のお願いに伺いますので、皆さまの ご協力をお願いします。
- ■3月23日に行われた役員会で、東日本大震災 で被災された地域に義援金を送ることが承認 され、美郷町分区赤十字奉仕団より被災地へ 10万円を寄付しました。

問い合わせ●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

**27**) 広報美郷 平成23年5月 平成23年5月 広報美郷 (26)